

## 【翻 訳】

## フランス会社法 (4)

翻

加 藤 徹 訳  
小 西 みも恵 訳  
笹 川 敏 彦

## 第5節 株式会社

## 第2款 株式会社の指揮と管理

## 第1項 業務全般を指揮する取締役会

(2001年5月15日法律第2001-420号)

(取締役会の構成)

L. 225-17条 ① 株式会社は、3名以上の構成員から構成される取締役会により管理される。定款は、(2001年5月15日法律第2001-420号)《18名》を超えることができない取締役会の構成員の最多数を定める。

② (2011年1月27日法律第2011-103号第1-I条)《取締役会は、女性および男性の均衡のとれた数の提示を追求して構成される。<sup>(1)</sup>》

③ しかしながら、取締役会長の死亡(2003年8月1日法律第2003-706号第128条)《、辞任または解職》の場合において、かつ取締役会がその構成員の1名をもってこれと代置することができない場合には、取締役会は、L. 225-24

---

(1) 2011年1月27日法律第2011-103号については、鳥山恭一「取締役会における男女均衡—取締役会および監査役会における女性および男性の均衡ある代表ならびに職業上の平等に関する2011年1月27日の法律第2011-103号」日仏法学26号(2011年)197頁以下、服部有希「フランスにおける取締役会等へのクォータ制の導入—ポジティブ・アクションによる職業上の男女平等」外国の立法257号(2013年)3頁以下参照。

条が規定するときを除き、会長の職務に就くべき補欠取締役を任命<sup>(2)</sup>することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第89条)

(取締役の任命・任期・解任)

L. 225-18条 ① 取締役は、創立総会または通常総会により任命される。L. 225-16条所定の場合においては、取締役は定款において選任される。その職務の任期は、定款で定められるが、(2012年3月22日法律第2012-387号第6-I条により廃止)《総会において任命される場合は》6年《かつ定款において任命される場合は3年》を超えることはできない。ただし、合併または分割の場合は、取締役の任命は、非常総会によりなされることができる。

② 取締役は、定款に反対の定めがないかぎり、再任されることができる。取締役は、通常総会によりいつでも解任されることができる。

③ 前2項の規定に違反してなされた任命は、L. 225-24条所定の要件のもとでなされうる場合を除き、すべて無効とする。

(1966年7月24日法律第66-537号第90条)

(取締役の任期満了の時期)

R. 225-15条 取締役の職務は、経過した事業年度の計算書類を判定し、かつ当該取締役の委任が満了する年度内に行われる通常株主総会の終結をもって終了する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第73条)

(業務全般の指揮の選択および取締役会長等の選任)

R. 225-26条 取締役として選任された者は、その任命のときから、L. 225-51-1条所定の業務全般の指揮の実行方法の1つを選択し、かつ取締役会長、執行役員<sup>(4)</sup>、および必要な場合は担当執行役員<sup>(5)</sup>を選任する権限を有する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第68条第1項)

(2) nommer

(3) mandat

(4) direction générale

(5) directeur générale délégué

(業務執行役員会構成員または単独執行役員の選任)

R. 225-38条 業務監査役会構成員として選任された者は、その任命のときから、業務執行役員会構成員または単独執行役員を選任する権限を有する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第68条第2項)

翻

(大規模上場会社における各性別の取締役の割合)

L. 225-18-1条 (2011年1月27日法律第2011-103号1-II条。2017年1月1

訳

日より施行) ① その株式が規制市場上での取引を認められている会社であつて、かつ、継続する3事業年度につき、常勤の従業員を平均して500名以上雇用しなれば総取引額または貸借対照表の総額が5000万ユーロ以上を示している会社においては、その任命について決定した直近の総会の終結日に、各性別の取締役の割合は、40パーセントを下回ることができない。これと同様の会社において、取締役会が8名以下の構成員により構成されるときは、各性別の取締役の数の差は、2名を超えることはできない。

② 前項に違反して行われ、かつ取締役会の構成の不正規を補正する効果を有しない任命は、すべて無効である。当該無効は、不正規に任命された取締役が参加してなされた決議の無効をもたらさない。

(取締役の年齢制限)

L. 225-19条 ① 定款は、取締役の職務の執行に関し、取締役の全員またはその一定割合の者に対して適用される年齢の制限を定めなければならない。

② 定款に明示の規定がないときは、70歳を超える取締役の数は、在任中の取締役の3分の1を超えることができないものとする。

③ 前項の規定に違反してなされた任命は、すべて無効である。

④ 取締役の年齢につき定められた定款上または法律上の制限を超えたときは、定款に他の手続を定める明示規定がない限り、最年長の取締役は、強制的に辞任したものとみなされる。

---

(6) conseil de surveillance

(7) directoire

(8) directeur générale unique

(9) salarié

(1966年7月24日法律第66-537号第90条)

フランス会社法  
(四)

(法人取締役の常置代表者)

L. 225-20条 ① 法人は、取締役として任命されることができる。当該任命に際しては、法人は1名の常置代表者<sup>(10)</sup>を選任する義務を負い、その代表者は自己の名において取締役である場合と同一の要件および義務に服し、かつ同一の民事および刑事責任を負うものとするが、その代表する法人の連帯責任を妨げない。

② (2011年1月27日法律第2011-103号第1-Ⅲ条。2017年1月1日より施行)  
《常置代表者は、L. 225-18条第1項所定の取締役会の構成につき適法性の評価をする際に、考慮に入れられる。ただし、同項に違反して行われ、かつ取締役会の構成の不正規を補正する効果を有しない選任は、すべて無効である。当該無効は、不正規に選任された常置代表者が参加してなされた決議の無効をもたらさない。》

③ 法人が常置代表者を解任するときは、法人は同時にその代置人を任命する義務を負う。

(1966年7月24日法律第66-537号第91条)

(法人取締役の常置代表者)

R. 225-16条 ① 取締役に任命された法人により選任される常置代表者の委任は、当該法人の委任と同一期間とする。

② 法人がその常置代表者を解任するときは、当該法人は、遅滞なく会社に対し、書留郵便をもって、その解任ならびにその新たな常置代表者の本人同一性を告知する義務を負う。常置代表者の死亡または辞任の場合も、同様である。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第78条)

(公示)

R. 225-17条 常置代表者の選任ならびにその委任の終了は、その者が自己の名において取締役である場合と同一の公示手続に服する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第79条)

---

(10) représentant permanent

(取締役の兼任制限)

L. 225-21条<sup>(11)</sup> ① (2001年5月15日法律第2001-420号) 自然人は、その住所をフランス領土に有する株式会社の取締役として、同時に5つ以上の委任を  
実行することができない。

② (2002年10月29日第2002-1303号)《第1項の規定にかかわらず、当該自然人が取締役である会社により L. 233-16条の意味で支配される会社において、  
当該自然人により実行される取締役または業務監査役会構成員の委任は、算入  
されない。

③ 《本条の適用については、その証券が規制市場上での取引が認められず、  
かつ同一の会社により L. 233-16条の意味で支配される会社の取締役の委任は、  
その資格として保有される委任の数が5個を超えない限り、1個の委任として  
のみ数えられる。》

④ 本条の規定に違反するすべての自然人はすべて、その任命から3箇月内に  
それらの委任中の1個の委任を、または前項所定の条件中の1個の条件の消滅  
をもたらした事実から3箇月内に当該委任を、辞任しなければならない。当該  
期間の満了したときは、当該自然人は、新しい委任または場合により前項所定  
の条件にもはや対応しない委任を辞任したものとみなされ、かつ、受領した報  
酬を返還しなければならないが、そのことにより、当該自然人が参加してなさ  
れた決議の効力に影響は生じないものとする。

(1966年7月24日法律第66-537号第92条)

[参照条文] L. 225-94条第1項

(中小・極小企業における従業員兼務取締役)

L. 225-21-1条 (2012年3月22日法律第2012-387号第6-II条) ① 取締役  
は、事業年度終結時において、当該株式会社が極小・小および中企業の定義に  
関する2003年3月6日2003/361/CE 欧州委員会勧告附則2条所定の中小企業  
を定義する値を超えず、かつ、その労働契約が実際の雇用に合致する場合には、  
その者が構成員である取締役会の存する当該会社の従業員となることのできる。

(11) 取締役の兼任制限については、出口哲也「フランスにおける取締役職の兼任制限 (1)  
(2・完)」法と政治57巻2号(2006年)49頁以下、同3・4号119頁以下参照。

② 本条前項所定の取締役はすべて、L. 225-22条所定の労働契約により会社と関係をもつ取締役の数の決定について、算入される。

(従業員兼務取締役の制限)

L. 225-22条<sup>(12)</sup> ① 会社の従業員は、その労働契約が(2001年12月11日法律第2001-1168号により廃止)《その取締役への任命から少なくとも2年前より存在しかつ》実際の雇用に合致する場合においてのみ、取締役として任命されることができる。その者は、労働契約の利益を喪失しない。本項の規定に違反してなされた任命は、すべて無効とする。当該選任の無効は、不正規に任命された取締役の参加してなされた決議の無効をもたらさない。

② 労働契約により会社と関係をもつ取締役の数は、在任中の取締役の3分の1を超えることができない。

③ しかしながら、従業員により選出<sup>(13)</sup>され(2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-4°条)《もしくはL. 225-27-1条を適用して選任され》た取締役、従業員株主を代表する取締役またはL. 225-23条の適用される企業の投資合同ファンド<sup>(14)</sup>を代表する取締役、および労働者参加株式会社における労働者協同組合の代表者は、前項所定の労働契約により会社と関係をもつ取締役の数の決定については、算入されない。

④ 合併または分割の場合には、当該労働契約は、被合併会社のうちの1社または被分割会社のうちの1社と締結されていた契約であることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第93条)

(従業員兼務取締役のゴールデン・パラシュートに対する規制)

L. 225-22-1条 (2005年7月26日法律第2005-842号第8-I条) その証券が規制市場上での取引が認められている会社において、当該会社、またはL. 233-

(12) 従業員兼務取締役および従業員選出取締役等については、山本真知子「従業員の株式会社経営への参加——フランス法との比較において——」甲南法学51巻4号(2011年)275頁以下参照。

(13) élire

(14) fonds commun de placement d'entreprise

16条ⅡおよびⅢの意味で支配されもしくは当該会社を支配するすべての会社との労働契約により関係をもつ者が、会長、執行役員、担当執行役員の職務に任命される場合には、当該労働契約がその者の職務の終任もしくは変更にもとづき、またはそれらの終任もしくは変更の後に、必要にもとづき支払われるべきまたは支払われうる報酬、補償あるいは利益の各項目に対応する規定は、(2007年8月21日法律第2007-1223号第17-Ⅱ条)《L. 225-42-1条所定の制度に》服するものとする。

(上場会社における従業員代表取締役の選出)

L. 225-23条 ① (2006年12月30日第2006-1770号第32-Ⅰ-1°条)《その証券が規制市場上での取引の認められている会社において、》(2002年1月17日法律第2002-73号)《L. 225-102条の適用される総会のときに取締役会により提出された報告書が、当該会社の従業員によりまたは当該会社とL. 225-180条の意味で関係をもつ会社の従業員により保有される株式が当該会社の会社資本の3パーセント以上を表章することを明らかにするときは、1人または数人の取締役が、(2006年12月30日法律第2006-1770号第32-Ⅰ-3°条により廃止)《デクレ所定の要件のもと》L. 250-102条所定の株主の提案にもとづき株主総会により(2006年12月30日法律第2006-1770号第32-Ⅰ-2°条)《選出される》。(2006年12月30日法律第2006-1770号第32-Ⅰ-3°条)《それらの者は、定款所定の要件の下で投票により決定される。》これら取締役は、従業員株主のなかから、または場合により、当該会社の株式を保有する企業の投資合同ファンドの業務監査役会構成員である従業員のなかから、(2006年12月30日法律第2006-1770号第32-Ⅰ-2°条)《選出される》。これら取締役は、L. 225-17条所定の取締役の最少数および多数の決定について算入されない。》(2006年12月30日法律第2006-1770号第32-Ⅰ-4°条)《その委任の期間は、L. 225-18条の適用により決定される。ただし、その委任は、期限の到来により、または理由のなんたるかを問わず労働契約の破棄により、終了する。》

② (2001年2月19日法律第2001-152号)《非常総会が報告書の提出から起算して18箇月以内に開催されないときは、すべての従業員株主は、レフェレの形式をもって決定する裁判所長<sup>(15)</sup>に対し、アストラントの下、非常総会を招集する

よう取締役会に命じ、かつ前項および本条第5項所定の意味で定款を変更することを目的とする決議案に非常総会が服することを請求することができる。

③ 《前項の請求が認められるときは、アストラントおよび手続の費用は、取締役の負担となる。》

④ 取締役会が、従業員の代表する企業の投資合同ファンドの業務監査役会の構成員の中から任命された一人または数人の取締役、またはL. 225-27条の規定の適用において選出された一人または数人の従業員を含む会社は、(2001年2月19日法律第2001-152号)《第1項》所定の義務を負わない。

⑤ (2001年2月19日法律第2001-152号)《非常総会が第1項の適用において招集されるときは、当該総会は、同様に、当該会社またはその会社住所をフランスに定めるその直接もしくは間接子会社の従業員による1人または数人の取締役の選出を目的とする決議案を決定する。必要な場合は、これらの代表者は、L. 225-27条所定の要件のもとで選任される。》

(1966年7月24日法律第66-537号第93-1条)

(取締役の欠員)

L. 225-24条 ① 死亡または辞任により1人または数人の取締役に空席を生じた場合には、取締役会は、2個の総会の間においてその暫定的な任命を行うことができる。

② 取締役の数が法定少数を下るときは、残余の取締役は、取締役会の欠員補充のため直ちに通常総会を招集しなければならない。

③ 取締役の数が法定少数を下らないが定款上の少数を下るときは、取締役会は、その空席を生じた日から起算して3箇月以内に、欠員補充のため暫定的にその任命を行わなければならない。

④ (2011年1月27日法律第2011-103号第1-I条。2017年1月1日より施行)《取締役会の構成がL. 225-18-1条第1項に合致しないときは、取締役会は、これを補正するため空席の生じた日から起算して6箇月以内に暫定的にその任命を行わなければならない。》

(15) 罰金強制 (astreinte) については、大濱しのぶ『フランスのアストラント——第二次世界大戦後の展開』(信山社出版、2004年)参照。

⑤ 前記第1項（2011年1月27日法律第2011-103号第1-I条。2017年1月1日より施行）《第3項および第4項》に従い取締役会によりなされる任命は、最も近い次の通常総会の追認に服する。追認を欠くときも、取締役会によりすでになされた決議および行為は、なおその効力を失わない。

⑥ 取締役会が必要な任命をなすことを怠りまたは総会の招集をなすことを怠るときは、あらゆる利害関係人は、任命の手続をとるためまたは第3項の定める任命の追認をなすため総会を招集すべき任務を負う1名の受任者の選任を、裁判上請求することができる。

（1966年7月24日法律第66-537号第94条）

（総会招集受任者の選任）

R. 225-18条 L. 225-24条所定の受任者は、申請にもとづきこれを決する商事裁判所長により選任される。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第81条）

（資格株）

L. 225-25条<sup>(16)</sup> ① （2008年8月4日法律第2008-776号第57-I条）《定款は、各取締役が定款所定の一定数の会社株式の所有者であることを強制することができる。》

② 取締役がその任命の日に必要な株式数の所有者でないとき、または委任の継続中その所有者でなくなったときは、当該取締役は、（2008年8月4日法律第2008-776号第57-I条）《6箇月》以内にかかる状況を正規化しないかぎり、強制的に辞任したものとみなされる。

③ （2001年5月15日法律第2001-420号）《第1項の規定は、L. 225-23条を適用して取締役に任命された従業員株主には適用されない。》

（1966年7月24日法律第66-537号第95条）

（資格株に関する検査）

L. 225-26条 会計監査役は、その責任のもとに、L. 225-25条所定の規定の

(16) フランスの資格株制度については、出口哲也「取締役資格と株式保有要件」法と政治 59巻1号（2008年）59頁以下、同「フランスにおける取締役の自社株式保有義務の展開」立正大学法制研究所研究年報17号（2012年）37頁以下参照。

遵守を監視し、年次総会に対するその報告書においてこれに対する一切の違反を通告する。

(1966年7月24日法律第66-537号第97条)

(従業員選出取締役の数)

L. 225-27条 ① 取締役会は、その数および選任方法がL. 225-17条およびL. 225-18条に定める取締役に加えて、当該会社の使用人<sup>(17)</sup>により選出された取締役、または当該会社およびその会社住所がフランス領土に存する直接もしくは間接子会社の使用人により選出された取締役をこれに含めることを、定款において定めることができる。この取締役の数は、4名を上回ることができず、またはその株式が規制市場上での取引の認められている会社では5名を上回ることができず、かつ他の取締役の数の3分の1を超えることができない。従業員により選出された取締役の数<sup>(18)</sup>が2名またはこれを上回るときは、技術者、幹部<sup>(19)</sup>およびこれに相当する職にある者が少なくとも1名<sup>(20)</sup>の枠を有する。

② 従業員により選出された取締役は、L. 225-17条所定の取締役の最少数および最多数の決定上（2011年1月27日法律第2011-103号第1-V条。2017年1月1日より施行）《、およびL. 225-18-1条第1項の適用上》、これに算入されない。

(1966年7月24日法律第66-537号第97-I条)

(多数の従業員を雇用する会社における従業員代表取締役)

L. 225-27-1条 (2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-2°条) I.-

① 継続する2事業年度において、会社およびその会社住所がフランス領土に定められた直接もしくは間接子会社において5000人以上の常勤の従業員を雇用しているか、または会社およびその会社住所がフランス領土および当該領土外の国に定められた直接もしくは間接子会社において1万人以上の常勤の従業員

---

(17) personnel

(18) administrateurs élus par les salariés

(19) cadre

(20) siège

を雇用している会社であって、かつ労働法典 L. 2322-1 条の適用上企業委員会を設置する義務を負う会社においては、取締役会がその数および選任方法につき本法典 L. 225-17条および L. 225-18条に定められている取締役に加えて、従業員を代表する取締役<sup>(21)</sup>から構成される旨が、その定款において、約定される。

② 会社が他の会社自らが前記義務を負う会社の直接もしくは間接子会社であるときは、当該会社は本 I 第 1 項所定の義務に服さない。

II. - ① 従業員を代表する取締役の数は、L. 225-17条および L. 225-18条所定の取締役の数が12名を超える会社においては2名以上でなければならず、また当該取締役の数が12名以下の会社においては1名以上でなければならない。

② 従業員を代表する取締役は、L. 225-17条および L. 225-18条所定の取締役の最少数および最多数の決定についても、また L. 225-18-1 条第 1 項の適用についても算入されない。

III. - ① 本条 I 所定の 2 事業年度の第 2 年度終了後に続く 6 箇月において、非常総会は、企業グループ委員会・企業中央委員会または場合により企業委員会による通知の後、従業員を代表する取締役が選任される条件を決定するために、以下の方法のうちの 1 つの方法に従い、定款の変更を行う：

1 号 会社およびその会社住所が L. 225-28条所定の要件においてフランス領土に定められた直接もしくは間接子会社の従業員を対象とする選出組織；

2 号 労働法典 L. 2331-1 条所定の企業グループ委員会による選任、または場合により本条 I 所定の会社の企業中央委員会もしくは企業委員会による選任；

3 号 1 名のみ取締役が選任されるべきときは、当該会社およびその会社住所がフランス領土に定められた直接もしくは間接子会社において、労働法典 L. 2122-1 条および L. 2122-4 条所定の選出に関して第 1 回投票で最多得票を獲得した労働組合による選任、または 2 名の取締役が選任されるべきときは、当該選任に関して第 1 回投票で最多得票を獲得した 2 個の労働組合の各組合による選任；

4 号 2 名以上の取締役が選任されるべきときは、第 1 号ないし第 3 号所定の方法のうちの 1 つの方法に従う取締役 1 名の選任、ならびにその他の取締役

---

(21) administrateurs représentant les salariés

については、もしこれが存在する場合にはヨーロッパ企業委員会による選任、または労働法典 L. 2351-1 条の意味におけるヨーロッパ会社については、同法典 L. 2352-16 条所定の従業員代表組織もしくはこれが存在しない場合には同法典 L. 2353-1 条所定のヨーロッパ会社委員会による選任。

② 従業員を代表する取締役の選出または選任は、本条Ⅲ第 1 項所定の定款変更が続く 6 箇月の期間内において生じる。

Ⅳ. - ① 非常総会が本条Ⅲ第 1 項所定の期間において招集されなかったときは、すべての従業員は、レフェレの形式をもって決定する裁判所長に対し、アストラントの下、非常総会を招集するよう取締役会に命じ、かつ本条Ⅲ所定の意味で定款を変更することを目的とする決議案に非常総会が服することを請求することができる。

② 本条Ⅲ第 1 項所定の期間の後に定款の変更がなされないときは、従業員を代表する取締役は、同様の期間の満了に続く 6 箇月の期間において、同Ⅲ第 1 項第 1 号所定の選出方法により選任される。すべての従業員は、レフェレの形式をもって決定する裁判所長に対し、アストラントの下、当該会社がその選出を行うことを命ずるよう請求することができる。

Ⅴ. - ① 本条Ⅰ所定の基準に対応し、かつその取締役会が本法典 L. 225-27 条、公共部門の民主化に関する 1983 年 7 月 26 日法律第 83-675 号第 5 条、または民営化の方法に関する 1986 年 8 月 6 日法律第 86-912 号第 8-1 条の適用上選任された 1 人または複数人の構成員を含む会社、ならびにその直接もしくは間接子会社は、当該取締役の数が本条Ⅱ所定の数と少なくとも同等であるときは、同ⅠないしⅢ所定の義務に服さない。

② 当該取締役の数が本条Ⅱ所定の数未満であるときは、同ⅠないしⅣは、従業員を代表する取締役の現任中の委任の満了に対して適用される。

(従業員選出取締役の被選出資格とその選出方法)

L. 225-28 条 ① 従業員により選出され (2013 年 6 月 14 日法律第 2013-504 号第 9-I-3° 条) 《または L. 225-27-1 条を適用して選任され》た取締役は、会社またはその会社住所がフランス領土に定められた直接もしくは間接子会社のうちの 1 社と、その任命の少なくとも 2 年前から実際の雇用に合致する労働契  
300(550) 法と政治 65 巻 2 号 (2014 年 8 月)

約の締結者でなければならない。(2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-3°条)《例外として、L. 225-27-1条Ⅲ第4号の適用において選任された第2の取締役は、会社またはその会社住所がフランス領土に定められた直接もしくは間接子会社のうちの1社と、その任命の少なくとも2年前から実際の雇用に合致する労働契約の締結者でなければならない。》ただし、在職年数の要件は、その任命の日において当該会社が設立より2年未満であるときは、要請されない。

② 会社の従業員、および、場合により、その会社住所がフランス領土に定められた直接もしくは間接子会社の従業員であってかつその労働契約が選出の日の3カ月前から存する従業員は、選挙権者である。その投票は、無記名式である。

③ 1名以上の枠が技術者、幹部およびこれに相当する職にある者に対して予定されているときは、従業員は、別個に投票する2つの選挙母体<sup>(22)</sup>に分割される。第1の選挙母体は(2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-3°条)《L. 225-27-1条の適用における》技術者、幹部およびこれに相当する職にある者から構成され、第2の選挙母体はその他の従業員から構成される。定款は、使用者の構成に応じて、選挙母体による枠数の割当を定める。

④ (2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-3°条)《同L. 225-27条の適用がなされる場合、》候補者または候補者の名簿は、労働法典L. 423-2条[現在は、L. 2122-1条およびL. 2314-8条]の意味における1つもしくは複数の労働組合の代表者により、または選挙権者の20分の1もしくは選挙権者の数が2000名を超えるときは当該選挙権者のうちの100名の者により、提示されることができる。(2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-3°条)《本法典L. 225-27-1条の適用がなされる場合、候補者または候補者の名簿は、労働法典L. 2122-1条の意味における1つもしくは複数の労働組合の代表者により、提示される。》

⑤ 選挙人団全体<sup>(23)</sup>について提供すべき枠が1つしかないときは、選出は、2回投票多数代表制<sup>(24)</sup>により行われる。1つの選挙団体<sup>(25)</sup>において提供する枠が1つ

(22) collège

(23) corps électoral

(24) scrutin majoritaire à deux tours

(25) collège électoral

しかないときは、選出は、当該団体における2回投票多数代表制により行われる。各候補は、候補者の名前に加えて、万一の場合のその代置人<sup>(26)</sup>の氏名を含めなければならない。(2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-3°条)《候補者とその代置人は、異なる性別とする。》第1回の投票で有効投票の絶対多数を獲得し、第2回の投票で相対多数を獲得した候補者は、選出されたものとして宣告される。

⑥ その他の場合において、選出は、最大剰余<sup>(27)</sup>の比例代表制の名簿式投票<sup>(28)</sup>により、かつ混合名簿<sup>(29)</sup>を作成することなく行われる。各名簿は、提供されるべき枠数の2倍の候補者数を含まなければならない、(2011年1月27日法律第2011-103号第1-VI条。2017年1月1日より施行)《かつ各性別の候補者から交互に構成されなければならない。各名簿について、各性別の候補者数の隔たりは、1を超えることができない。》

⑦ 票決が同順位の場合は、労働契約の最も古い候補者が選出されたものとして宣告される。

⑧ その他の投票の方法は、定款により定められる。

⑨ 選挙資格、被選挙資格および選挙行為の正規性に関する訴えは、労働法典L.433-11条第1項 [現在は、R.2324-23条] 所定の要件のもと、最終審として判定を行う小審裁判所判事に対して提訴される。

(1966年7月24日法律第66-537号第97-2条)

(従業員選出取締役の委任期間と不正規な任命の効力)

L.225-29条 ① 従業員により選出され(2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-5°条)《またはL.225-27-1条を適用して選任され》た取締役の委任期間は、6年を超えない期間をもって定款で定められる。当該委任は、定款に反対の条項がない限り、更新することができる。

(26) remplaçant

(27) au plus fort reste

(28) scrutin de liste à représentation proportionnelle

(29) 混合名簿(panachage)とは、提出されている複数の名簿のなかから、選挙人が候補者を選んで自ら名簿を作成できることである(中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典』(三省堂、第3版、2012年)306頁)。

② L. 225-27条, (2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-5°条)《L. 225-27-1条,》L. 225-28条および本条に違反してなされた任命は, すべて無効である。かかる無効は, 不正規に任命された取締役が参加した決議の無効をもたらさない。

(1966年7月24日法律第66-537号第97-3条)

(従業員選出取締役の兼任禁止)

L. 225-30条 従業員により選出され (2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-6°条)《またはL. 225-27-1条を適用して選任され》た取締役の委任は, 会社の組合代表, 企業委員会構成員, (2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-6°条)《企業グループ委員会の構成員,》使用人代表または衛生・安全・労働条件委員会構成員の委任のいずれもと兼任することができない。(2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-6°条)《同様に, 前記取締役は, ヨーロッパ企業委員会が存在する場合はその構成員, 労働法典 L. 2351-1条の意味におけるヨーロッパ会社については, 同法典 L. 2352-16条所定の従業員代表組織の構成員, もしくは同法典 L. 2353-1条所定のヨーロッパ会社委員会の構成員のすべての委任と兼任することができない。》その選出 (2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-6°条)《または本法典 L. 225-27-1条の適用におけるその選任》のときに, 前記委任の1つもしくは複数の保有者である取締役は, 8日以内に当該委任を辞任しなければならない。これを欠くときは, 当該取締役の委任を辞任したものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第97-4条)

(従業員選出取締役の委任の実行に必要な時間)

L. 225-30-1条 (2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-7°条) 従業員により選出されまたはL. 225-27-1条を適用して選任された取締役は, コンセイク・データの議を経たデクレ所定の要件のもとにおいて, その委任を有効に実行するために必要な時間を有する。

(従業員選出取締役の職業訓練)

L. 225-30-2 条 (2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-7°条) 従業員により選出されまたはL. 225-27-1 条を適用して選任された取締役は、自己の請求にもとづき、当該会社の負担において、その委任の実行に適合した職業訓練<sup>(30)</sup>を、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件のもとにおいて、受けることができる。当該職業訓練の時間は、L. 225-30-1 条所定の職務執行時間<sup>(31)</sup>に算入されない。

(従業員選出取締役の労働契約)

L. 225-31 条 従業員により選出され (2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-8°条) 《またはL. 225-27-1 条の適用において選任され》た取締役は、自らの労働契約の利益を失わない。従業員としての賃金は、取締役の委任の実行を理由として、減額することができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第97-5 条)

(従業員選出取締役の委任の終了および解任)

L. 225-32 条 ① 労働契約の破棄は、従業員により選出され (2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-9°条) 《またはL. 225-27-1 条を適用して選任され》た取締役の委任を終了させる。

② 従業員により選出され (2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-9°条) 《またはL. 225-27-1 条を適用して選任され》た取締役は、取締役会構成員の多数による請求にもとづき、レフェレの形式でなされる大審裁判所長の決定により、当該取締役の委任の実行における懈怠<sup>(32)</sup>を理由としてのみ、解任されることができる。当該決定は、仮の執行がなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第97-6 条)

(従業員選出取締役の労働契約の破棄)

L. 225-33 条 (2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-10°条により廃止)

(30) formation

(31) crédit d'heures

(32) faute

従業員からの申出にもとづく解除の場合を除き、従業員により選出された取締役の労働契約の破棄は、レフェレの形式で決定する労働裁判所判決部によってのみ宣告されることができる。当該決定は、仮の執行がなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第97-7条)

(従業員選出取締役の欠員)

L. 225-34条 I. 死亡、辞任、解任、労働契約の破棄またはその他のすべての理由により、従業員により選出され(2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-11°条)《またはL. 225-27-1条を適用して選任され》た取締役の席に欠員がある場合において、その欠員は次の方法により提供される：

1号 選出が2回投票多数代表制により行われていたときは、その代理人により；

2号 選出が名簿式投票により行われていたときは、最後に選出された候補者の直後に同一名簿上掲載されていた候補者により；

(2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-11°条)《3号 選任がL. 225-27-1条Ⅲ第2号ないし第4号所定の方法の1つに従い行われていたときは、同様の要件において選任される従業員により。》

II. 前記の方法により選任された取締役の委任は、従業員により選出され(2013年6月14日法律第2013-504号第9-I-11°条)《またはL. 225-27-1条を適用して選任され》た他の取締役の委任の通常期間の到来により、終了する。

(1966年7月24日法律第66-537号第97-8条)

(取締役会の権限)

L. 225-35条 ① (2001年5月15日法律第2001-420号)《取締役会は、会社の活動方針を決定し、かつその執行を監視する。取締役会は、株主総会に明示的に付与された権限を除き、かつ会社目的の範囲内において、会社の進展<sup>(33)</sup>に関する全ての事項を審議し、その決議をもって会社が関与する事業を決定する。

② 《第三者との関係では、第三者において当該行為が会社目的を超えていた

(33) bonne marche

ことを知っていたこと、または第三者がその状況を見逃しなかったことを会社が立証しなかった場合に限り、会社は、会社目的に属さない取締役会の行為によっても拘束される。ただし、定款の公示のみでかかる立証を構成するに足りるという主張は、排除される。

③ 《取締役会は、自らが適当と判断する監督<sup>(34)</sup>および検査<sup>(35)</sup>を行う。》(2003年8月1日法律第2003-706号第129条)《会社の会長または担当執行役員は、各取締役に対し、その任務の遂行に必要な書類および情報をすべて報知する義務を負う。》

④ 銀行業または金融業を営むものを除き、会社により供される保証・手形保証・担保は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件のもとにおいて、取締役会による授権の対象となる。当該デクレは、その授権の踰越が第三者に對抗されうる要件をも定める。

(1966年7月24日法律第66-537号第98条)

(保証・手形保証・担保設定)

R. 225-28条 ① 取締役会は、その定める総額の範囲内において、保証・手形保証または担保を会社の名において供すべき旨を、執行役員に対し授権することができる。当該授権は、会社の保証・手形保証または担保が供されうる最高限度額を、契約ごとに定めることをもできる。ある契約が取締役会の定める上記のいずれかの額を超える場合には、取締役会の授権が各場合において要求される。

② 前項に定める授権の期間は、保証・手形保証または担保に供された契約の存続期間のいかににかかわらず、1年を超えることができない。

③ 前記第1項の規定にかかわらず、執行役員は、税理および関税に関しては、金額の制限なく、保証・手形保証または担保を会社の名において供すべきことを授権されることができる。

④ 執行役員は、前記各項の適用上与えられた権限を委譲することができる。

⑤ 保証・手形保証または担保が当該期間中に所定の範囲を超える総額に対して供されたときであっても、その超過は、請求された契約額が単独では前記第1項の適用上なされるべき取締役会の決定により定められた範囲額の1つを超えるものでない限り、善意の第三者には對抗されることができない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第89条)

---

(34) contrôle

(35) vérification

(特別の全権委任・調査委員会)

R. 225-29条 ① 取締役会は、その1人もしくは数人の構成員に対し、または株主であるか否かを問わず第三者に対し、特定の1または数個の目的について特別の全権<sup>(36)</sup>を与えることができる。

② 取締役会は、自らまたはその会長が諮問のためその検討に委ねた問題を調査すべき任務を負う委員会の設置を決定することができる。取締役会は、自己の責任において、その活動を行うべき委員会の構成および職務権限を定める。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第90条)

(会社住所の移転に関する取締役会の権限)

L. 225-36条 同一県内または隣接県内における会社住所の移転は、当該移転決定に対する次の通常総会による追認を要件として、取締役会により決定されることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第99条)

(取締役会の招集)

L. 225-36-1条 (2001年5月15日法律第2001-420号) ① 会社の定款は、取締役会の招集および決議に関する規則を定める。

② 取締役会が2箇月を超えて開催されないときは、取締役会の構成員の3分の1以上をもって、その会長に対し、一定の議事日程にもとづいて取締役会を招集することを請求することができる。

③ 執行役員もまた、取締役会長に対し、一定の議事日程にもとづいて取締役会を招集することを請求することができる。

④ 取締役会長は、前2項により自らに宛てられた請求により拘束される。

(取締役会の決議・機密厳守・報告書の内容)

L. 225-37条 ① 取締役会は、その構成員の半数以上が出席するときに限り、有効に決議をすることができる。これに反する条項は、すべて記載がないものとみなされる。

② 定款がより厳格な多数決要件を規定しない限り、決定は、出席または代

---

(36) tous mandats

理された構成員の過半数をもって行われる。

- ③ (2005年7月26日法律第2005-842号第5-I条)《取締役会がL.232-1条およびL.233-16条所定の行為を行うために開催される場合ならびに定款に別段の定めがある場合を除き、内部規則は、定足数および多数決の計算について、その適用の種類<sup>(37)</sup>および条件がコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた、その識別を可能としかつ有効な参加を担保するテレビ会議または電気通信の方法により会議に参加した取締役は、出席したものとみなされることを規定することができる。定款は、これらの要件のもとで開催される会議に際してなされうる決定の種類を限定し、かつ一定数の取締役のために異議申立権を規定することができる。》
- ④ 定款に別段の定めがある場合を除き、会議の議長の議決権は、賛否同数の場合に裁決権を有する。
- ⑤ 取締役ならびに取締役会の会議に出席を求められた者はすべて、機密的性格を有しかつ取締役会長によりかかる性質のものとして与えられた情報に関し、守秘義務を負う。
- ⑥ (2008年7月3日法律第2008-649号第26条)《(2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第7-VI条)《その金融証券が規制市場上での取引を認められている》会社において、取締役会長は、L.225-100条、L.225-102条、L.225-102-1条およびL.233-26条所定の報告書附属の報告書において、(2011年1月27日法律第2011-103号第1er-VII条)《取締役会ならびにその内部における女性および男性の均衡のとれた代表の原則を適用した》構成、取締役会の職務の配分<sup>(38)</sup>および組織の状況、当該会社により実施される内部統制および危機管理の手続<sup>(39)</sup>について、とりわけ、それらの手続のうち会社会計および必要な場合は連結会計のための会計および財務情報の作成および取り扱いに関するこれらの手続を詳述して、報告する。L.225-56条の条項にかかわらず、当該報告書は、さらに取締役会が執行役員の権限に対して付与している制限<sup>(40)</sup>を表示する。》

---

(37) identification

(38) contrôle interne

(39) gestion des risques

(40) eventuelles limitations

- ⑦ 《会社が自発的に企業代表者組織<sup>(41)</sup>の作成した企業統治規範<sup>(42)</sup>に準拠するとき  
は、本条所定の報告書は、排除された規定および当該規定が排除された理由を  
も明示する。当該規範が参照されうる箇所もまた明記される。会社が当該規範  
に準拠しないときは、当該報告書は、法律が必要とする要求を補うために採用  
された規定を表示し、かつ当該会社が当該規範を一切適用しないことを決定し  
た理由を説明する。
- ⑧ 《本条所定の報告書は、株主の総会への関与に関する特別の方法をも明示  
し、または当該方法を定めた定款の規定を参照させる。
- ⑨ (2009年1月22日オールドナンス第2009-80号第7-VI条により削除) 《証券  
が規制市場上での取引の認められている会社において、》当該報告書は、さら  
に、会社受任者に対し与えられるすべての種類の報酬および利益を決定するた  
め、取締役会により定められた原則および規定を表示し、かつ L. 225-100-3  
条所定の情報の公示を記載する。
- ⑩ 《本条所定の報告書は、取締役会により承認され、かつ公表される。》  
(1966年7月24日法律第66-537号第100条)

(取締役会の議決権の代理行使)

- R. 225-19条** ① 定款に別段の定めのない限り、取締役は、他の取締役に對  
し、書面をもって、取締役会の1個の会議につき自己を代理すべき委任を与える  
ことができる。
- ② 各取締役は、同一の会議において、前項の適用上受領した1個の委任状のみ  
を行使することができる。
- ③ 前2項の規定は、法人取締役の常置代表者にも適用される。  
(1967年3月23日デクレ第67-236号第83-1条)

(出席簿)

- R. 225-20条** 取締役会の会議に参加した取締役に對し署名され、かつ L. 225-  
37条第3項の意味において出席したものとみなされる取締役の名を記載した出席  
簿が、保存される。  
(1967年3月23日デクレ第67-236号第84条)

(テレビ会議または電気通信の方法)

---

(41) les organisations représentatives des entreprises  
(42) code de gouvernement d'entreprise

R. 225-21条（2006年12月11日デクレ第2006-1566号第15条） L. 225-37条第3項の規定に従い、テレビ会議と電気通信の方法により取締役会議に参加する取締役の同一性および同会議への有効な参加を担保するこれらの方法が、少なくとも出席者の音声を伝達し、審議の継続的かつ同時中継を可能にするための技術的性質を満たすものとする。

（議事録の登録）

R. 225-22条 ① 取締役会の決議は、会社住所に保存されている特別の帳簿上において作成され、商事裁判所の裁判官もしくは小審裁判所の裁判官または会社住所地の市町村長もしくは助役により、通常的方式においてかつ無料で、番号とイニシャルを付される議事録により、認証される。

② しかしながら、議事録は、連続する番号を付したルーズ・リーフ上に作成され、前項所定の要件のもとにおいてイニシャルが付され、かつこれにイニシャルを付した公印を押印することができる。ある紙片に一部でも記入されると、当該紙片は先に使用されたルーズ・リーフに付け加えられなければならない。当該紙片に対するすべての追加・削除・差替・置換は、禁止される。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第85条）

（議事録の記載）

R. 225-23条 ① 取締役会の議事録は、出席し、L. 225-37条の意味において出席したものとみなされ、出席を免除され、または欠席した取締役の名前を表示する。議事録は、法規にもとづいて取締役会の会議に招集された者の出欠状況および会議の全部または一部に出席する他のすべての者の出席状況を表示する。議事録は、（2006年12月11日デクレ第2006-1566号第16条）《会議の展開を混乱させた、テレビ会議または電気通信の方法》に関する技術的偶発事件の突発状態をも表示する。

② 議事録は、会議の議長および1名以上の取締役により署名される。会議の議長に支障のある場合には、議事録は2名以上の取締役により署名される。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第86条）

（議事録の謄抄本）

R. 225-24条 ① 取締役会決議の議事録の謄本または抄本は、取締役会長・執行役員・担当執行役員・会長の職務を一時的に委譲された取締役またはその実行のための権限を与えられた代理人により、有効に証明される。

② 会社の清算中においては、当該謄本または抄本は、1名の清算人により有効に証明される。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第87条）

（謄抄本作成の効果）

R. 225-25条 事業年度中における取締役の数ならびに取締役会の会議における取締役の出席またはその代理の証明は、議事録の謄本または抄本の作成をもって足りる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第88条)

(職業上および賃金の平等に関する方針)

L. 225-37-1条 (2011年1月27日法律第2011-103号第8-I条) 取締役会は、毎年、職業上および賃金<sup>(43)</sup>の平等<sup>(44)</sup>に関する会社の方針について審議する。労働法典 L. 2323-57条所定の企業ならびに同法典 L. 1143-1条所定の女性および男性間の職業上の平等に関する計画を実行する企業において、女性および男性の雇用ならびに職業訓練に係る一般的な条件の比較状況に関する報告書を作成しなければならない会社<sup>(45)</sup>においては、取締役会は、当該報告書の根拠について審議する。

(会社従業員の利益相反取引)

L. 225-38条<sup>(46)</sup> (2001年5月15日法律第2001-420号) ① 会社と当該会社の執行役員、1人の担当執行役員、1人の取締役、議決権のうち(2003年8月1日法律第2003-706号第123-I条)《10パーセント<sup>(47)</sup>》を超える部分を有する1人の株主、またはその株主が会社である場合には、当該会社を L. 233-3条の意味で支配する会社との間において、直接または仲介人によりなされたあらゆる契約は、取締役会の事前の授権に服さなければならない。

② 前項所定の者のうちの1人が間接的に利害関係を有する契約についても、同様とする。

---

(43) professionnelle

(44) salariale

(45) base

(46) フランスにおける利益相反取引については、加藤徹「取締役の自己取引とフランス新会社法」企業法研究201輯(1972年)40頁以下、田村詩子「フランスにおける取締役・会社間の取引」香川大学経済論叢57巻3号(1984年)174頁以下、同「取締役・会社間の取引と『取引』——フランスにおける取締役・会社間の取引——」香川大学経済論叢58巻4号(1986年)35頁以下、白石智則「取締役会の許可を受けない利益相反取引についての無効訴権の消滅時効」国際商事法務40巻3号(2012年)419頁以下参照。

(47) 旧規定では、5パーセントであった。

③ 会社の執行役員、担当執行役員または取締役の1人が、他の企業の所有者・無限責任社員・業務執行者・取締役・業務監査役会の構成員、または一般的な意味での指揮者<sup>(48)</sup>であるときは、会社と当該企業との間においてなされる契約もまた事前の授権に服する。

(事前の許可を要しない契約)

L. 225-39条 ① L. 225-38条の規定は、日常の取引として行われる契約および普通一般の条件で締結される契約には、適用されない。

(1966年7月24日法律第66-537号第102条)

② (2011年5月17日法律第2011-525条第58-1°条により廃止) (2001年5月15日法律第2001-420号) 《しかしながら、当該契約は (2003年8月1日法律第2003-706号第123-I条) 《その目的またはその金融上の意味により、当該契約がいずれの当事者に対しても意味を有さない場合を除き》<sup>(49)</sup> 利害関係人により、取締役会長に対し報知される。当該契約の一覧表および目的は、会長により、取締役会構成員および会計監査役に対し報知される。》

(事前の授権を要しない契約の報知)

R. 225-32条 取締役会長は、取締役会構成員および会計監査役に対し、遅くとも過年度の決算を行う取締役会の日までに、L. 225-39条所定の契約の一覧表および目的を報知する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第92-1条)

(利益相反取引の承認手続)

L. 225-40条 ① (2001年5月15日法律第2001-420号) 《利害関係人》は、L. 225-38条が適用される契約を知ったときは、遅滞なく取締役会に対し報告をなす義務を負う。

② 取締役会長は、授権されたすべての契約を会計監査役に通知し、かつこれを総会の承認に服させる。

③ 会計監査役は総会に対し当該契約に関する特別報告書を提出し、総会はそ

(48) dirigeant

(49) implication financière

(50) significatif

の報告書にもとづいて決定を行う。

④ 利害関係人は議決に加わることができず、その者の株式は定足数および多数決に算入されない。

(1966年7月24日法律第66-537号第103条)

(会計監査役への通知)

R. 225-30条 ① 取締役会長は、L. 225-22-1 条、L. 225-38条または L. 225-42-1 条の適用上授権された (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第17条)《契約および支払債務》<sup>(51)</sup>を、(2006年12月11日デクレ第2006-1566号第17条)《当該契約および支払債務》の締結日から起算して1月の期間内に、会計監査役に対し通知する。

② 旧事業年度中に締結されかつ授権された (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第17条)《契約および支払債務》の履行が、最新の事業年度において裁判上請求されたときは、会計監査役は、かかる状況につき当該事業年度終了の日から起算して1月の期間内に報告を受ける。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第91条)

(会計監査役の特別報告書)

R. 225-31条 L. 225-40条第3項所定の会計監査役の報告書は、次の事項を含む：

1号 総会の承認に (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第18条)《服する契約または支払債務》の列挙；

2号 利害関係ある取締役の名前；

3号 利害関係ある執行役員または担当執行役員の名前；

4号 議決権のうち (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第18条)《10%》を超える部分を有する利害関係ある1人または数人の株主の表示、ならびにこの株主が会社である場合は、当該会社を L. 233-3 条の意味で支配する会社の表示；

5号 (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第18条)《当該契約および支払債務》の種類および目的；

6号 (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第18条)《当該契約および支払債務の本質的な態様、とりわけ実際の価格または価格表、合意された払戻金および手数料、承諾された支払期限、約定された利息、提供された担保、L. 225-22-1 条および L. 225-42-1 条所定の報酬または補償の各付与の種類・価額および方法の各表示、ならびに必要あるときは、問題の契約および支払債務の締結に関連する利害関係につき、株主が評価することができるためのその他のすべての表示；》

(51) engagement

7号 引き渡された納入品または提供された役務の給付の数量，ならびに R. 225-30条第2項所定の（2006年12月11日デクレ第2006-1566号第18条）《契約および支払債務》の履行として当該事業年度中に払い込まれまたは受領された金額。  
（1967年3月23日デクレ第67-236号第92条）

（会計監査役の特別報告書）

R. 225-161条 会計監査役は，通常総会の15日以上前までに，L. 225-40条第3項およびL. 225-88条所定の特別報告書を作成し，かつ会社住所に付託する。  
（1967年3月23日デクレ第67-236号第191条）

（利益相反取引に関する総会承認の効力）

L. 225-41条 ① 総会により承認された契約は，総会が承認しなかった契約と同様，詐欺の場合において無効とされるときを除き，第三者に対してもその効力を生じる。

② 詐欺のない場合においても，承認されない契約により会社を害する結果が生じたときは，（2001年5月15日法律第2001-420号）《利害関係人》はもとより，場合によっては取締役会の他の構成員に対しても責任を負わせることができる。  
（1966年7月24日法律第66-537号第104条）

（利益相反取引に関する取締役会の承認の効力）

L. 225-42条 ① （2001年5月15日法律第2001-420号）《利害関係人の責任》を妨げることなく，L. 225-38条所定の契約のうち取締役会の事前の授権なく締結された契約は，当該契約が会社に損害を生じさせたときには，取り消されることができる。

② 当該無効請求訴権は，当該契約の日から起算して3年により時効消滅する。ただし，当該契約が隠蔽されているときは，時効開始の始期はそれが明らかになった日まで延期される。

③ 当該無効は，授権手続が行われなかった事情を説明する会計監査役の特別報告書にもとづいてなされる総会の議決により，治癒される。この場合には，L. 225-40条第4項の規定が適用される。

（1966年7月24日法律第66-537号第105条）

(ゴールデン・パラシュートに対する規制)

- L. 225-42-1 条<sup>(52)</sup> ① (2005年7月26日法律第2005-842号第8-I条) その証券が規制市場上での取引を認められている会社において、会長・執行役員または担当執行役員のために、会社自らにより、またはL. 233-16条IIおよびIIIの意味で支配されもしくは当該会社を支配するすべての会社により、締結された支払債務、および会長・執行役員または担当執行役員の職務の終任もしくは変更にもとづきまたはそれらの終任もしくは変更の後に、支払われるべきもしくは支払われうる報酬・補償あるいは利益の各項目に対応する支払債務は、L. 225-38条およびL. 225-40条ないしL. 225-42条の規定に服する。
- ② (2007年8月21日法律第2007-1223号第17-I条) 《当該受給者が取締役会<sup>(53)</sup>長を務め、業務全般の指揮を行い、または担当業務執行を行うその会社の職務執行に関して評価されるべき職務執行に関連している要件の遵守に、その受給者が服していない報酬、補償または利益の各項目は、禁止される。》
- ③ 《L. 225-38条を適用して取締役会により与えられた授權は、コンセイユ・データの議を経たデクレ所定の方法および期間内に公表される。
- ④ 《L. 225-40条を適用して総会の承認に服することは、各受給者に対する特別決議の対象となる。当該承認は、第1項所定の者により行使される委任の各更新に対して要請される。
- ⑤ 《その性質のいかんを問わず、いかなる支払も、取締役会がその職務の終任もしくは実質的な変更のときにまたはそれらの後に、所定の要件の遵守を証明する以前には、行われることができない。当該支払の決定は、コンセイユ・データの議を経たデクレ所定の方法に従いおよび期間内に公表される。本項の規定の不知によりなされたすべての支払は、当然に無効である。
- ⑥ 《当該会社における職務の終任後において、当該会社の利益を害する競合

---

(52) 会社役員の報酬規制については、鳥山恭一「信頼と経済の現代化——信頼および経済の現代化のための2005年7月26日の法律第2005-842号」日仏法学24号(2007年)134頁、ミッシェル・ジェルマン(鳥山恭一訳)「上場会社のガヴァナンス」慶応法学15・16号(2010年)211頁以下、鳥山恭一「会社役員の報酬規制とフランス会社法」奥島孝康先生古稀記念論文集編集委員会編『フランス企業法の理論と動態：奥島孝康先生古稀記念論文集第2巻』(2011年)73頁以下参照。

(53) *bénéficiaire*

する職務活動の執行を受給者に対して禁止する条項に反している補償に相当する支払債務は、第1項の規定にのみ服する。社会保障法典 L. 137-11条所定の制度の特徴に対応して定義される退職給付の支払債務、ならびに同法典 L. 242-1条所定の退職および生活保障の集成的および義務的の制度の特徴に対応する支払債務についても同様である。》

（インターネット・サイトに対する公示）

R. 225-34-1 条 （2008年5月7日デクレ第2008-448号）① L. 225-42-1 条第3項所定の授權は、当該授權が付与された取締役会の会議から5日以内の期間において、当該会社のインターネット・サイトに対し公示される。当該授權は、受給者の職務の全期間中、当該サイトにおいて参照されることができる。

② L. 225-42-1 条第5項所定の決議は、同条第2項所定の要件の遵守および支払について明らかにし、当該決議がなされた取締役会の会議から5日以内の期間において、当該会社のインターネット・サイト上に対し公示される。当該決議は、少なくとも次の通常総会まで、当該サイトにおいて参照されることができる。

（取締役に対する金銭貸付等の禁止）

L. 225-43条 ① 非法人である取締役は、その形式のいかんを問わず会社から金銭の貸付を受け、交互計算などの開設を会社に承諾させ、または自己の第三者に対する債務について会社に保証もしくは手形保証させることが、禁止され、これに反する契約は無効とする。

② しかしながら、会社が銀行業または金融業を営むときは、当該禁止は、通常の条件において締結された当該事業のためにする日常の取引には、適用されない。

③ 同一の禁止は、（2001年5月15日法律第2001-420号）《執行役員、担当執行役員》および法人取締役の常置代表者に対しても適用される。当該禁止は、本条所定の者の配偶者・直系の尊属および卑属ならびにすべての仲介者に対しても適用される。

④ （2009年3月25日法律第2009-323号第8-IV条により廃止）《同一の禁止は、建設住居法典 L. 313-1 条の規定の適用上、従業員より選出された取締役に対して当該会社より承諾された貸付については、適用されない。》

（1966年7月24日法律第66-537号第106条）

(取締役の報酬制限)

L. 225-44条 ① (2012年3月22日法律第2012-387号第6-Ⅲ条)《L. 225-21-1条, L. 225-22条およびL. 225-27条》の留保のもとに, 取締役は, L. 225-45条, L. 225-46条, L. 225-47条およびL. 225-53条所定の場合を除き, 継続的であると否とを問わず, いかなる報酬をも会社から受けることができない。

② 前項に反する定款条項は, すべて記載がないものとみなされ, かつこれに反する決定は, すべて無効とする。

(1966年7月24日法律第66-537号第107条)

(取締役の出席手当)

L. 225-45条 ① 総会は, 取締役に対し, その活動に対する報酬として, 出席手当の名目で, 定款上の規定またはこれまでの決定に拘束されることなく, 当該総会が決定する一定年額を支給することができる。この額は, 経費として計上される。(2001年5月15日法律第2001-420号)《取締役会におけるその分配は, 取締役会により決定される。》

(1966年7月24日法律第66-537号第108条)

② (2011年1月27日法律第2011-103号第1-Ⅷ条。2017年1月1日より施行)《取締役会がL. 225-18-1条第1項に従って構成されていないときは, 本条第1項所定の報酬の支給は<sup>(54)</sup>停止<sup>(55)</sup>される。取締役会の構成が正規になったときは, 支給は, 停止時からの未支給分を含め, 再開される。》

(取締役の特別報酬)

L. 225-46条 取締役に託された任務または委任に対し, 特別報酬が取締役会より与えられることができる。この場合には, 当該報酬は経費に計上され, L. 225-38条ないしL. 225-42条の規定に服する。

(1966年7月24日法律第66-537号第109条)

(取締役会長の任命)

---

(54) versement

(55) suspendu

L. 225-47条 ① 取締役会は、自然人である1名の会長を、その構成員のなかから選出するものとし、これに反する任命は無効とする。取締役会は、会長の報酬を決定する。

② 会長は、取締役の任期を超えない期間をもって任命される。会長は、再選されることができる。

③ 取締役会は、会長をいつでも解任することができる。これに反する規定は、すべて記載がないものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第110条)

(取締役会長の年齢制限)

L. 225-48条 ① 定款は、取締役会長の職務の執行に関し、年齢制限を規定しなければならず、明文の規定のない場合は、年齢制限が65歳と定められているものとする。

② 前項の規定に違反してなされた任命は、すべて無効である。

③ 取締役会長が前記年齢制限に達したときは、当該会長は、強制的に辞任したものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第110-1条)

(取締役会長の兼任)

L. 225-49条 (2001年5月15日法律第2001-420号により廃止) ①いかなる者も、フランス本国にその住所を有する株式会社の2個を超える取締役会長の委任を、同時に遂行することができない。

② L. 225-21条II、IIIおよびIVの規定は、適用される。<sup>(56)</sup>

(1966年7月24日法律第66-537号第111条)

(取締役会長の支障または死亡)

L. 225-50条 ① 会長の一時的な支障または死亡の場合には、取締役会は、会長の職務を1名の取締役に對し委譲することができる。

(56) 現在においては、取締役会長は、取締役に適用される委任の兼任に関する規制に服することになっている (L. 225-21条, L. 225-54-1条, L. 225-94条, L. 225-94-1条参照)。

② 一時的な支障の場合においては、当該委譲は、一定期間に対し与えられる。委譲は更新されることができる。死亡の場合においては、委譲は新たな会長の選出まで効力を有する。

(1966年7月24日法律第66-537号第112条)

(委譲を受けた者の報酬)

R. 225-34条 取締役会は、会長の職務を一時的に委譲された者の当該委譲期間中の報酬、および必要あるときは、R. 225-29条第2項所定の委員会<sup>(57)</sup>の非取締役である構成員の報酬を決定する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第94条)

(取締役会長の権限)

L. 225-51条 (2001年5月15日法律第2001-420号) 取締役会長は、(2003年8月1日法律第2003-706号第117-I条により削除)《取締役会を代表する。取締役会長は、》取締役会の審議を組織しかつ指揮し、その審議を総会に説明する。<sup>(58)</sup>取締役会長は、会社機関の良好な職務遂行に留意し、かつとりわけ取締役がその職務を遂行できることを確保する。<sup>(59)</sup>

(業務全般の指揮に関する2つの方法)

L. 225-51-1条 (2001年5月15日法律第2001-420号) ① 会社の業務全般の指揮<sup>(60)</sup>は、取締役会長により、または取締役会により任命されかつ執行役員<sup>(60)</sup>の名称を有するその他の自然人により、その責任のもとにおいて、行われる。

② 定款により定められた要件のもとにおいて、取締役会は、業務全般の指揮に関する第1項所定の2つの実行方法の中から1つを選択する。株主および第三者は、コンセユ・データの議を経たデクレ所定の要件において、当該選択を報知される。

③ 会社の業務全般の指揮が取締役会長により行われるときは、執行役員に関する本款本項の規定が、当該取締役会長に対して適用される。

(57) 前述 L. 225-34条の参照条文を参照。

(58) travaux

(59) bon fonctionnement

(60) direction générale

(業務全般の指揮の選択および取締役会長等の選任)

R. 225-26条 (前述 L. 225-18条の参照条文)

(取締役会議事録の抜粋の法定公告受理資格新聞に対する通知書)

R. 225-27条 L. 225-51-1 条所定の業務全般の指揮の2つの実行方法からの1つの選択に関する取締役会決定を記載する議事録の抜粋は、会社住所のある県内の法定公告受理資格新聞に掲載される通知書の対象となる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第299-3条)

(取締役会議事録の抜粋の閲覧)

R. 225-93条 L. 225-51-1 条第2項の規定の適用において、株主は、自らまたは代理人により、会社住所または役場<sup>(61)</sup>において、業務全般の指揮の2つの実行方法からの1つの選択に関する取締役会決定を記載する議事録の抜粋を閲覧することができる。

(取締役会または業務執行役員会の報告書)

R. 225-102条 ① 取締役会または場合により業務執行役員会は、とりわけ(2006年12月11日デクレ第2006-1566号第39条)《L. 225-100条およびL. 225-100-2条》所定の報告書において、直近の事業年度経過中の会社および必要な場合はその子会社の活動、当該活動の成果、実現した進展または遭遇した困難および将来の見込みを、明晰かつ正確な方法で説明する。取締役会は、業務全般の指揮に関するL. 225-51-1 条所定の2つの実行方法からなされた1つの選択を表示する。これが修正される場合を除き、当該表示は、後の報告書において再載されない。

② 前項所定の報告書には、そのモデルが本編附則2-2に示され、かつ過去5年間の事業年度の各事業年度における会社の成果、またはこれが5年に満たない場合には、会社の設立もしくは当該会社による他会社の吸収合併後の各閉鎖事業年度の会社の成果を明らかにする一覧表を添付しなければならない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第148条)

(保護手続・裁判上の更生手続・特別清算手続の対象者)

L. 225-52条 第6編第2章の適用上なされる(2005年7月26日法律第2005-845号第165-II条)《保護手続・裁判上の更生手続》または特別清算《手続》が開始された場合において、これらの措置により対象となった者は、会社債務を負わされるほか、前記の諸措置所定の要件のもとに、禁止および失権に服する。

(1966年7月24日法律第66-537号第114条)

(61) lieu de la direction administrative

(担当執行役員)

- L. 225-53条 (2001年5月15日法律第2001-420号) ① 取締役会は、執行役員  
の提案にもとづき、当該執行役員を補佐する任務を負う1人または2人以上  
の自然人を、担当執行役員の資格をもって、任命することができる。
- ② 定款は、担当執行役員の最多数を定めるが、これは5名を超えることがで  
きない。
- ③ 取締役会は、執行役員および担当執行役員の報酬を決定する。

(執行役員・担当執行役員の年齢制限)

- L. 225-54条 ① 定款は、執行役員 (2001年5月15日法律第2001-420号)  
《または担当執行役員》の職務の執行に関し、年齢制限を規定しなければなら  
ず、明文の規定がない場合は、年齢制限が65歳と定められているものとする。
- ② 前項所定の規定に違反してなされた任命は、すべて無効とする。
- ③ 執行役員 (2001年5月15日法律第2001-420号)《または担当執行役員》が  
年齢制限に達したときは、当該役員は、強制的に辞任したものとみなされる。  
(1966年7月24日法律第66-537号第115-1条)

(執行役員の兼任制限)

- L. 225-54-1条 (2001年5月15日法律第2001-420号) ① 自然人は、その  
会社住所をフランス領土に有する株式会社の執行役員として、同時に1つを超  
えて委任を実行することができない。
- ② (2002年10月29日第2002-1303号)《第1項の規定の例外として：  
《一 執行役員の第2の委任または業務執行役員会構成員の1個の委任もしく  
は単独執行役員の1個の委任は、当該自然人が執行役員である会社によりL.  
233-16条の意味で支配される会社において、実行されることができる；  
《一 ある会社において執行役員の委任を行う自然人は、さらに他の会社の執  
行役員、業務執行役員会構成員または単独執行役員の1個の委任を行うことが  
できるが、これらの会社の証券がともに規制市場上での取引が認められていな  
いときに限られる。》
- ③ 本条の規定に違反している自然人はすべて、その任命から3箇月内にそれ

ら委任中の1個の委任を、または前項所定の条件の1個の条件の消滅をもたらした事実から3箇月内において当該委任を、辞職しなければならない。当該期間の満了したときは、当該自然人は、その新しい委任または場合により前項所定の条件にもはや一致しない委任を辞任したものとみなされ、かつ受領した報酬を返還しなければならないが、そのことにより、当該自然人が参加してなされた決議の効力に影響は生じない。

(執行役員 の解任)

L. 225-55条 (2001年5月15日法律第2001-420号) ① 執行役員は、いつでも取締役会により解任されることができる。このことについては、担当執行役員も、執行役員の提案にもとづいて、同様に解任されることができる。当該解任が正当な理由なく決定された場合は、執行役員が取締役会長の職務を負うときを除き、当該解任は損害賠償を引き起こしうる。

② 執行役員がその職務の執行を辞めまたはこれを禁止されたときは、担当執行役員は、取締役会の反対の決定がないかぎり、新しい執行役員が任命されるまで、その職務および権限を保持する。<sup>(62)</sup>

(執行役員・担当執行役員 の権限)

L. 225-56条 (2001年5月15日法律第2001-420号) I. - ① 執行役員は、あらゆる場合に会社の名において行為をなす最も広範な権限を付与されている。執行役員は、当該権限を、会社目的の範囲において、かつ法律が明示的に株主総会および取締役会に付与している権限を除いて、行使することができる。

② 執行役員は、第三者との関係において会社を代表する。第三者において当該行為が会社目的を超えていたことを知っていたこと、または第三者がその状況を見逃しえなかったことを会社が立証しえなかった場合に限り、会社は、会社目的に属さない執行役員の行為によっても拘束される。ただし、定款の公示のみでかかる立証を構成するに足りるという主張は、排除される。

③ 執行役員 の権限を制限する定款の規定または取締役会の決定は、第三者に

---

(62) empêché

対して対抗することができない。

Ⅱ．一 ① 執行役員の同意にもとづき、取締役会は、担当執行役員に付与された権限の範囲および期間を決定する。

② 担当執行役員は、第三者に対し、執行役員と同一の権限を有する。

翻

訳